

【行政区スポーツ・レクリエーション活動奨励事業補助金】

申請マニュアル

1. はじめに

補助金の交付対象となる経費は、補助対象事業の実施に係る会議費、事務費、消耗品費、保険料、食糧費（酒類を除く）及び謝礼などです。

2. 補助金の額について

支出の合計額から参加者負担金などの収入※を差し引いた額が、補助金として交付されます。補助金の額が 25,000 円を超える場合は、25,000 円に「参加者数×50 円」を足した額が交付されます。

※参加者負担金などの徴収については、必須ではありません。

例1 会議費 3,000 円、事務費 2,000 円、消耗品費 1,000 円、参加者負担金 0 円、参加者数 10 名の場合

$3,000 + 2,000 + 1,000 = 6,000$ 円（支出合計額）

$6,000 - 0$ （参加者負担金） = 6,000 円（補助金交付額）

例2 会議費 5,000 円、事務費 3,000 円、消耗品費 2,000 円、食糧費 10,000 円、参加者負担金 500 円、参加者数 20 名の場合

$5,000 + 3,000 + 2,000 + 10,000 = 20,000$ 円（支出合計額）

$20,000 - 500 \times 20$ （参加者負担金） = 10,000 円（補助金交付額）

例3 事務費 1,000 円、消耗品費 5,000 円、食糧費 30,000 円、参加者負担金 100 円、参加者数 60 名の場合

$1,000 + 5,000 + 30,000 = 36,000$ 円（支出合計額）

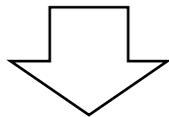
$36,000 - 100 \times 60$ （参加者負担金） = 30,000 円

補助金が 25,000 円を超えたため、「25,000 円 +（参加者数×50 円）」で再計算

$25,000 + (60 \text{ 名} \times 50 \text{ 円}) = \underline{28,000 \text{ 円}}$ （補助金交付額）

3. 申請から交付までの流れについて

補助対象事業の実施

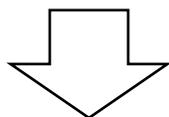


町へ補助金の交付申請

提出書類をご準備のうえ、大河原町役場 2 階スポーツまちづくり推進課までお越してください。必要な書類は下記のとおりです。

- 行政区スポーツ・レクリエーション活動奨励事業補助金交付申請書（様式第 1 号）
- 事業報告書（様式第 2 号）
- 参加者名簿
- 支出の事実が確認できる書類（領収証の写しなど）

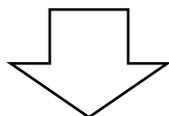
※対象事業のチラシや活動中の写真など、事業内容が分かる資料があれば上記と併せて提出ください。



交付決定通知書の受領

町から交付決定通知書を郵送します。

※申請から決定通知書の郵送まで、約 1 週間程度かかります。

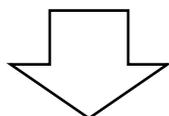


町へ請求書を提出

必要事項を記入のうえ、大河原町役場 2 階スポーツまちづくり推進課へご提出ください。

※記載内容に誤りがあった場合、振込ができませんのでご注意ください。

提出様式：行政区スポーツ・活動奨励事業補助金請求書（様式第 4 号）



補助金の受領